十、株式会社坂内商店に対する件

昭和四十四年（排）第三十号

排除命令

新潟県新潟市本町通六番町千百三十一番地

株式会社　坂内商店

右代表者　代表取締役　坂　内　吉　太　郎

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、株式会社坂内商店は、昭和四十三年十二月一日から昭和四十四年一月三日までを期間とし、「二千人さまに毎日その場で当たるラッキー・セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定と違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項の規定に違反する行為を再び行なってはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社坂内商店は、肩書地に主たる事務所を置き、衣料品の販売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「二千人さまに毎日その場で当たるラッキー・セール」と称して、昭和四十三年十二月一日から昭和四十四年一月三日までの期間に、三百円買上げごとに補助券一枚、また、千円買上げごとに抽せん券一枚を与え、補助券五枚または抽せん券一枚でスピードくじを一回ひかせ、特賞ソニーインテグレート一〇〇ステレオ（三万九千八百円相当）三名、金賞ナショナルトランジスター置時計（四千円相当）または日本人形（三千五百円相当）五十名、銀賞スーパーテル（四百円相当）五百百名その他の景品類を提供する旨を昭和四十三年十一月三十日および同年十二月五日付新潟日報（いずれも夕刊）に広告し、また、同年十二月六日、十日、十三日、十七日、二十日、二十四日、二十七日および三十一日に株式会社新潟放送のテレビ放送を通じて広告を行ない、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類特賞ソニーインテグレート一〇〇ステレオは、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社坂内商店の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供

に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年六月二十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子